

産業競争力強化法に基づく
創業支援の促進について
（「創業支援事業計画」）

平成26年1月
中小企業庁

1. 創業をめぐる現状

我が国の開業率は欧米の半分程度(4.6%)にとどまっており、特に地域における開業率は低迷しております(大都市圏以外の29府県が平均を下回る)。

また、中小企業数は平成11年の484万社から、平成24年は385万社へと減少し、従業員数も減少しております。こうした状況の中、民間活力を高めていくためには、地域の開業率を引き上げ、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を進めていくことが重要です。

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」においても、こうした問題意識から、「開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」としています。

こうした目標の実現に向け、今般成立した産業競争力強化法では、地域の創業を促進させる施策として、市区町村が民間事業者と連携し、創業支援を行っていく取組を応援することとしています。

こうした取組を通じ、地域における創業者を支援し、開業率の向上を目指し、地域の活性化、雇用の確保を目指します。

<参考:開廃業率各国比較>

	開業率	廃業率
日本	4.6%	3.8%
米国	9.3%	10.3%
英国	10.2%	12.9%

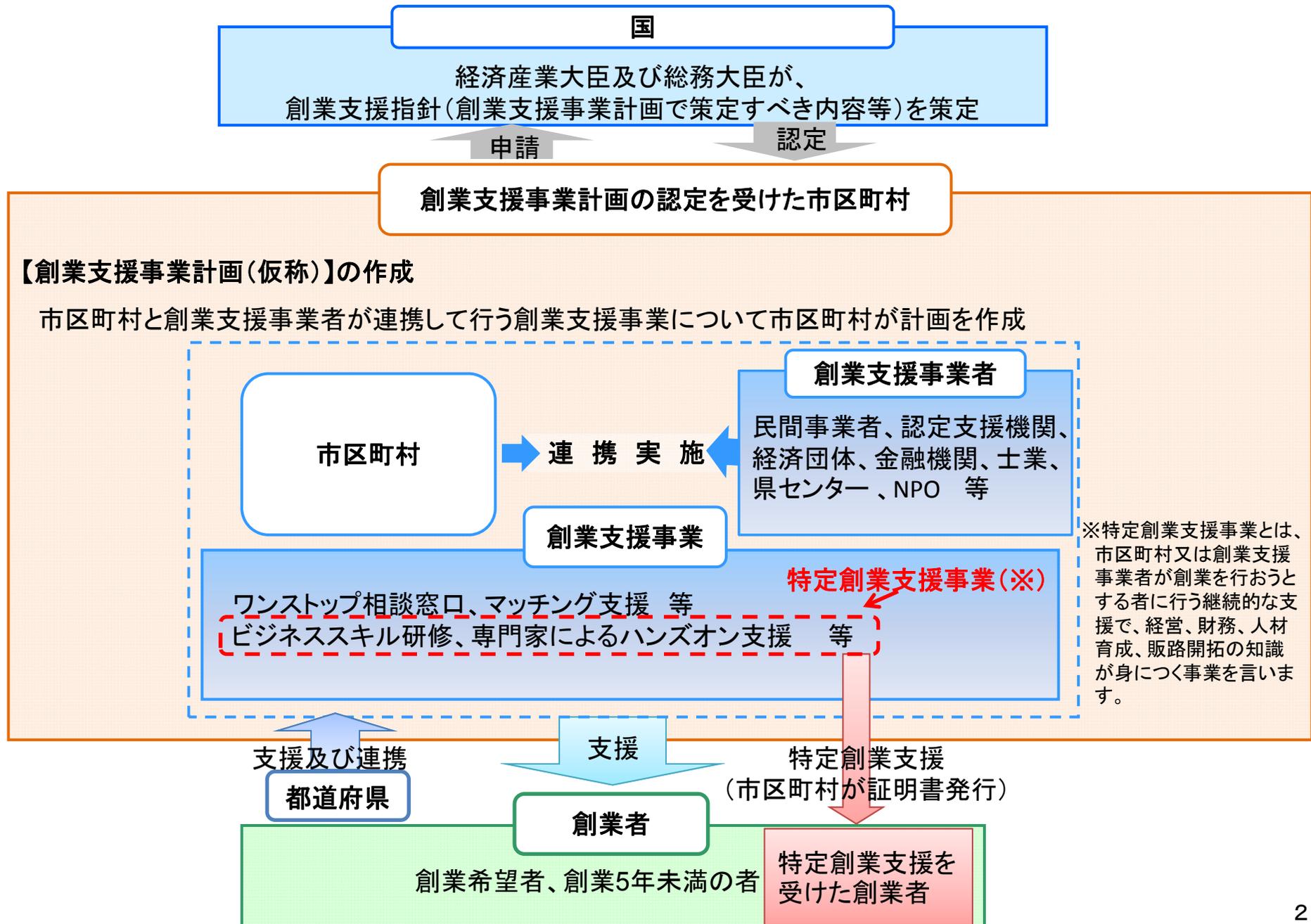
資料:

日本:厚生労働省「雇用保険事業年報(2012)」

アメリカ:U.S. Small Business Administration「The Small Business Economy : A Report to the President(2012)」

イギリス:Office for National Statistics「Business Demography(2010)」

2. 産業競争力強化法における地域における創業支援スキーム



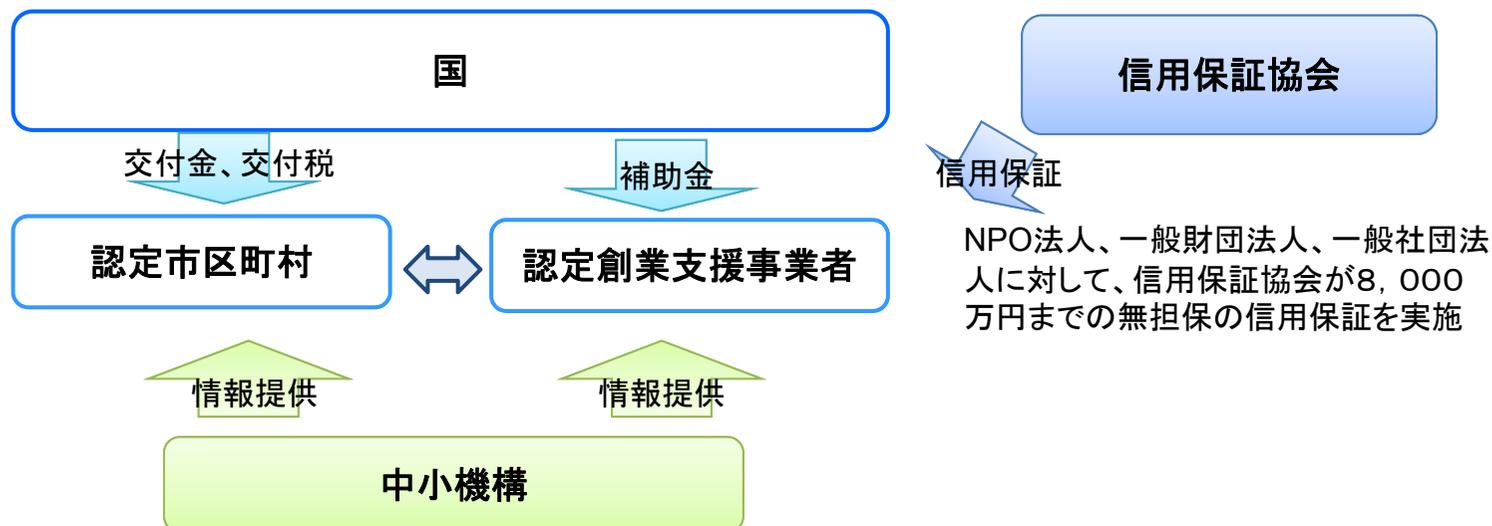
3. 支援施策の概要＜支援者、市区町村への支援＞

①認定を受けた創業支援事業者への支援

- ・国からの補助金（創業促進補助金：上限1,000万円、補助率2/3、約5億円）
- ・市区町村と連携して創業支援事業を行うNPO法人、一般財団法人、一般社団法人に対して、信用保証協会が8,000万円までの無担保の信用保証を実施します。
- ・認定を受けた創業支援事業者に対し、中小機構が創業支援のノウハウの提供や専門家の紹介を行います。

②市区町村への支援

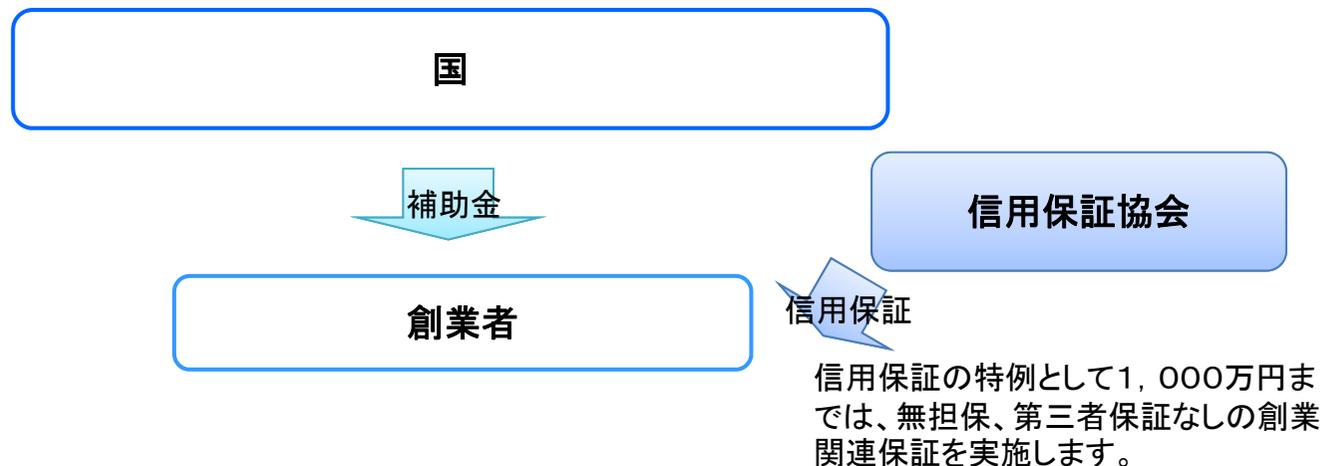
- ・国からの交付金（地域経済循環創造事業交付金（上限5,000万円、25年度補正30億円、26年度15億円）、交付税措置。（※総務省の支援措置）
- ・認定を受けた市区町村に対しては、中小機構が創業支援の専門家を紹介したり、他の成功事例の紹介等の情報提供を実施します。



4. 支援施策の概要＜創業者への支援＞

①一般的な支援

- ・国からの補助金(創業促進補助金:上限200万円、補助率2/3、約39億円)
 - ・具体的な計画を有する創業を行おうとする者のうち、具体的計画を有する創業2月前(会社設立でない場合は1月前)から創業後5年まで、信用保証の特例として1,000万円までは、無担保、第三者保証なしの創業関連保証を実施します。
- ※法律の認定は不要です。



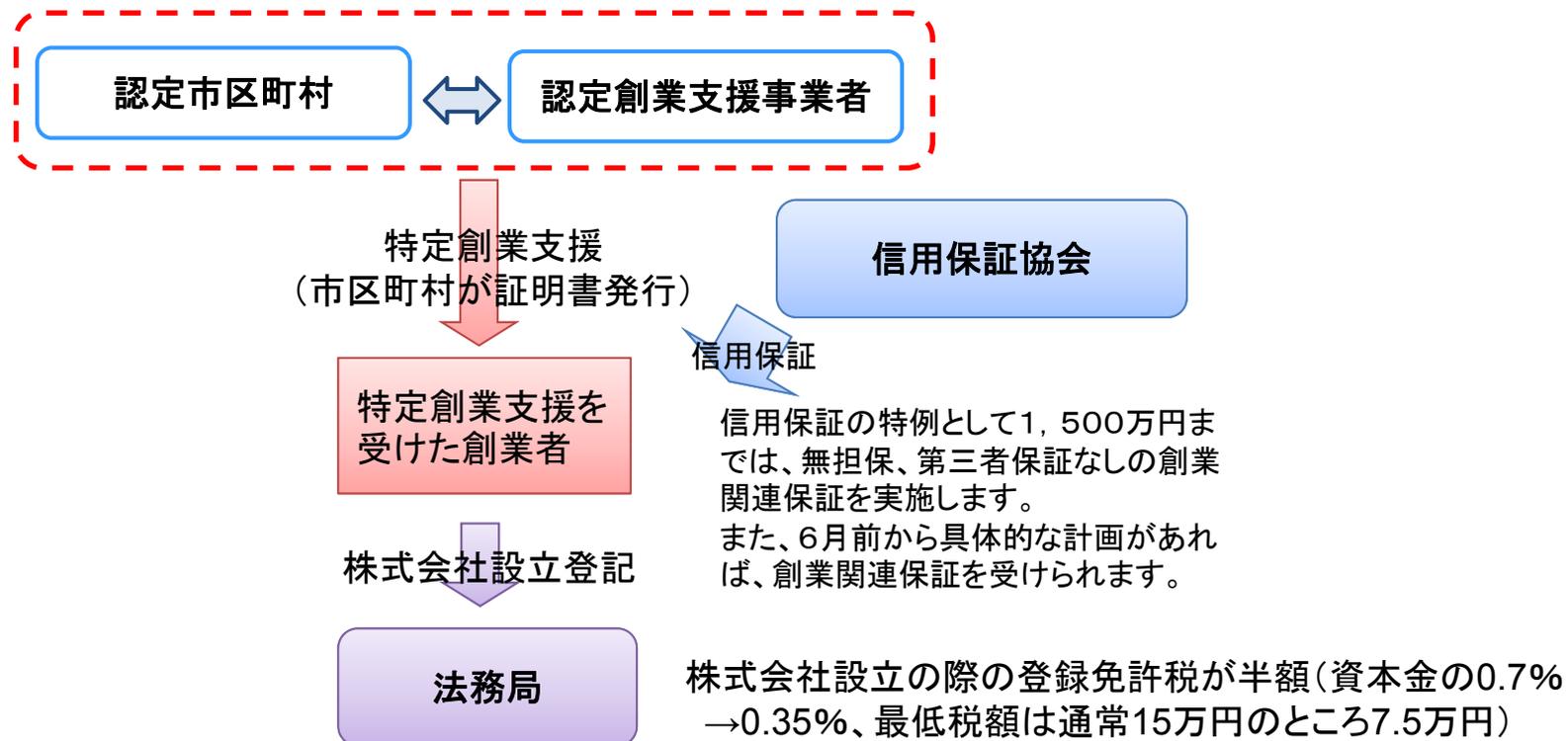
5. 支援施策の概要＜特定創業支援を受けた創業者への支援＞

②認定特定創業支援事業の支援を受けた創業者への支援

- ・認定を受けた特定創業支援事業の支援を受けた創業者が株式会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減(資本金の0.7%→0.35%)されます。

※最低税額は通常15万円のところ7.5万円に減額

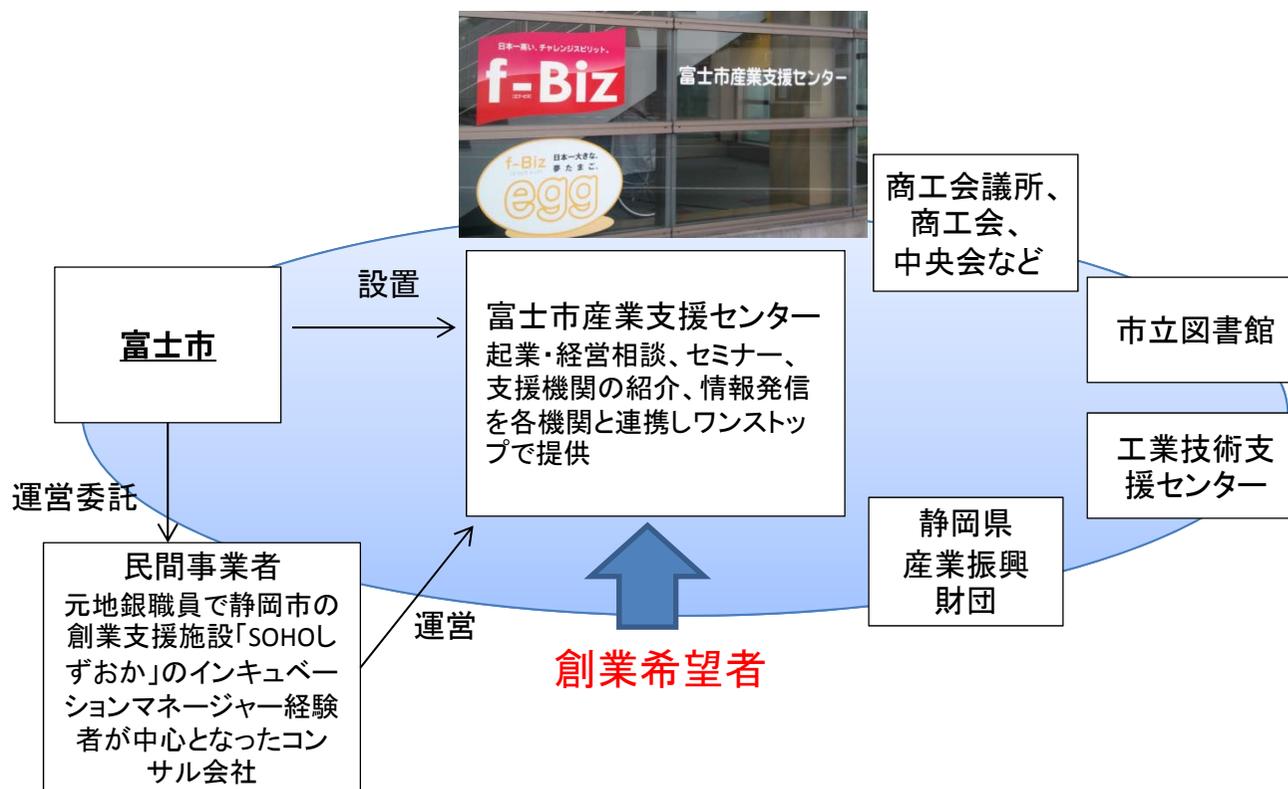
- ・創業関連保証(無担保、第三者保証なし)の枠を1,000万円から1,500万円に拡充します。
- ・創業2月前(会社設立でない場合は1月前)から実施される創業関連保証について、事業開始6月前からの保証が可能になります。



6. モデル事例(静岡県富士市:富士市産業支援センター)※民間コンサル連携型

- 富士市が富士市産業支援センター(f-Biz)を設置し、運営委託を受けた民間事業者が中心となり、創業希望者等からの相談に対し、各分野の専門家(金融機関、広告代理店、百貨店、IT等)が個別対応。
- 相談対応以外にも、セミナー・講演会・交流会で起業の掘り起こしをするとともに、関係機関へのコーディネートも実施。

市区町村がコミットした上で、創業支援者と連携した支援体制を構築



7. モデル事例(兵庫県神戸市)※多機関連携型

○神戸市では、外郭団体である神戸市産業財団を中心に、各支援機関と連携し「開業支援コンシェルジュ」を構成。創業のそれぞれのステージに合わせた支援を各支援機関から受けることが可能。

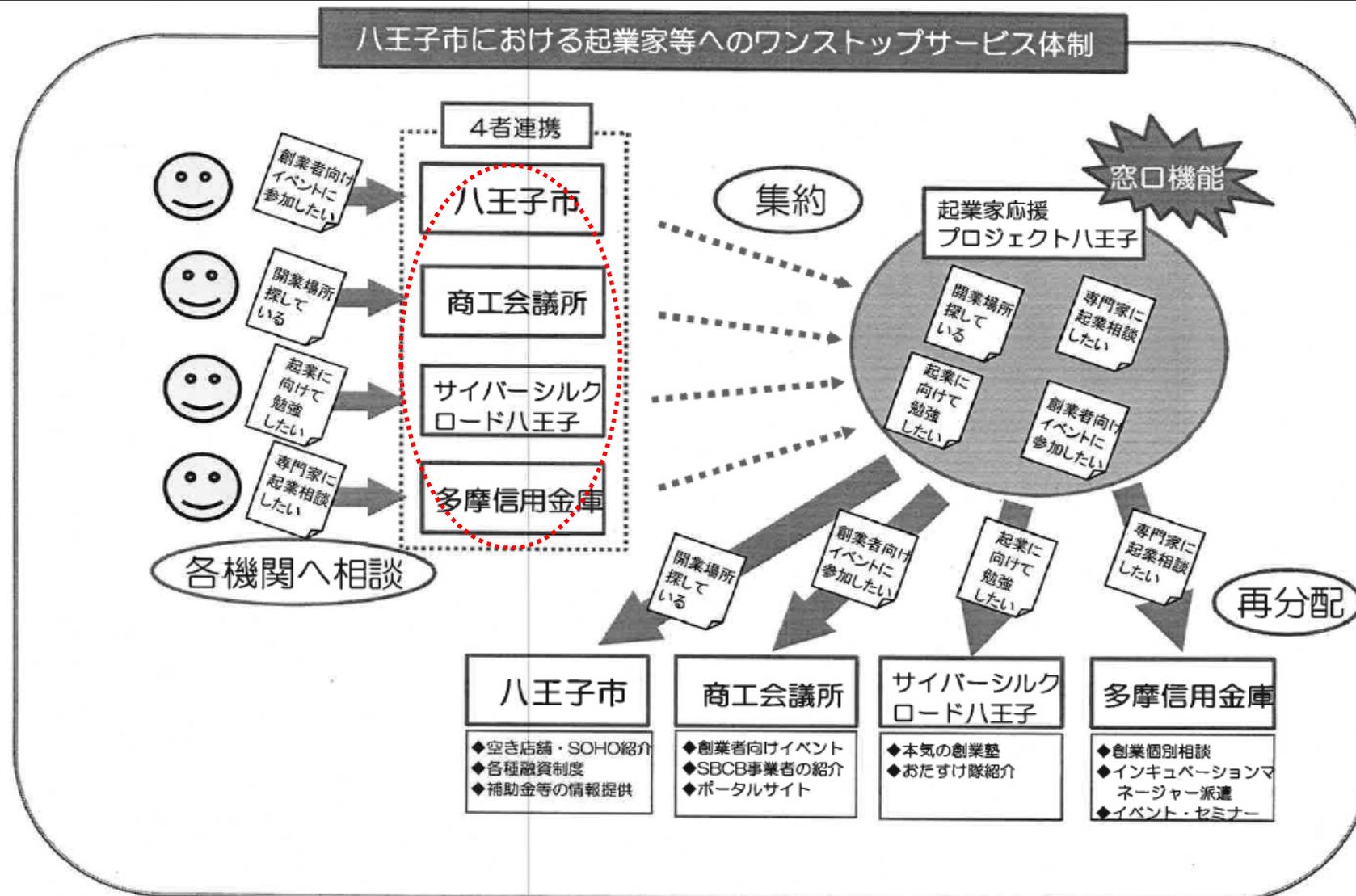
市区町村がコミットした上で、創業支援者と連携した支援体制を構築

- ①創業支援の横断的な連携→起業家が相談しやすい環境
- ②広範囲なPR→起業専門ホームページも開設



8. モデル事例(東京都八王子市)※商工会議所、金融機関連携型

- 八王子市では、市と商工会議所、産業支援機関、地方信金の4者が連携し、窓口機能をワンストップに集約するとともに、支援業務は専門性により4者がそれぞれ担当。
- 各機関が連携し、創業塾、セミナー、インキュベーション事業等を実施。

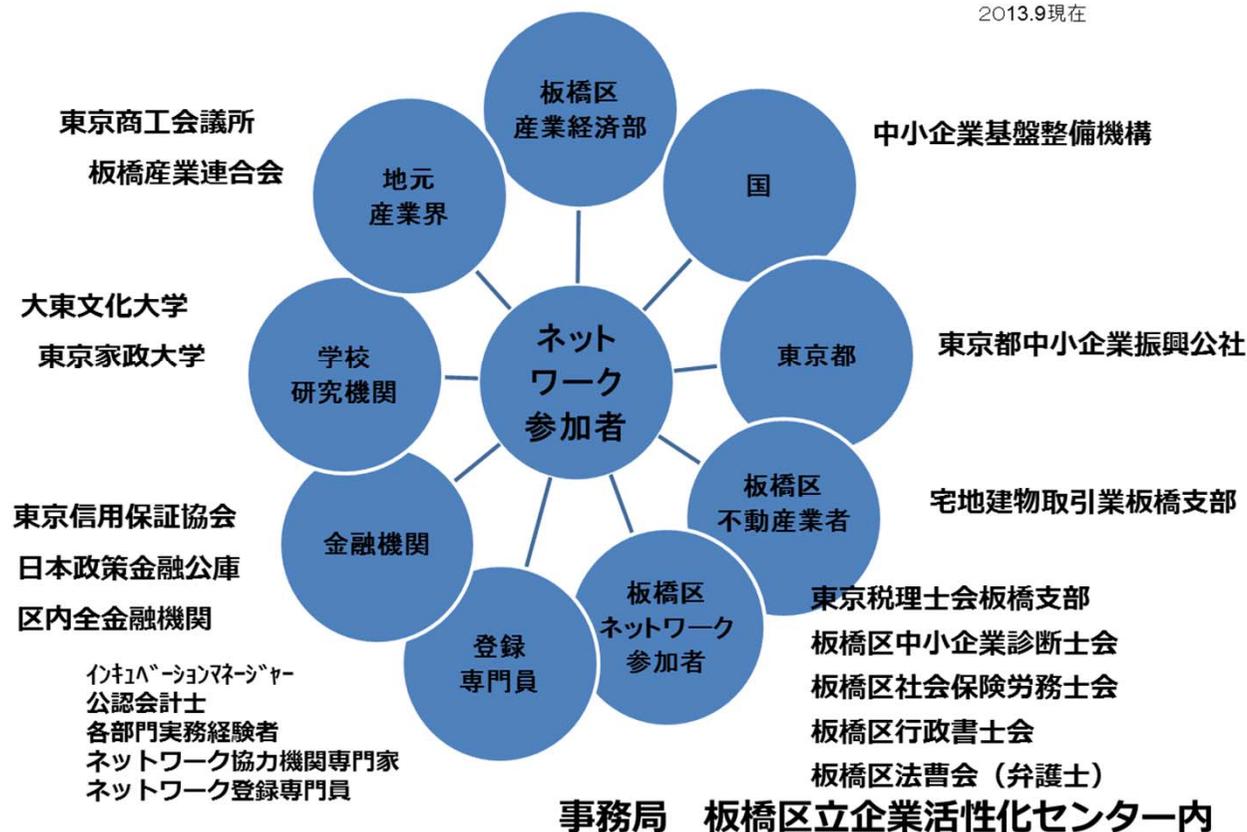


9. モデル事例(東京都板橋区:板橋区立企業活性化センター)※ネットワーク型

- ・板橋区立企業活性化センターが創業支援と経営改善支援を無料で徹底サポート
- ・土日、祭日、夜間の相談にも対応
- ・相談者と銀行へも同行・計画書も一緒に作成
- ・創業支援ネットワーク登録専門員の無料相談(205名登録)
(弁護士・税理士・社労士・行政書士他に業界を熟知した実務専門家など)
- ・板橋区内の全金融機関との連絡網と強力体制が構築
- ・東京都、産業界、大学、関東経済産業局、関東財務局との強力体制も構築

板橋区創業支援ネットワーク協力メンバー (産学公金+専門家) 協力団体 28団体

2013.9現在

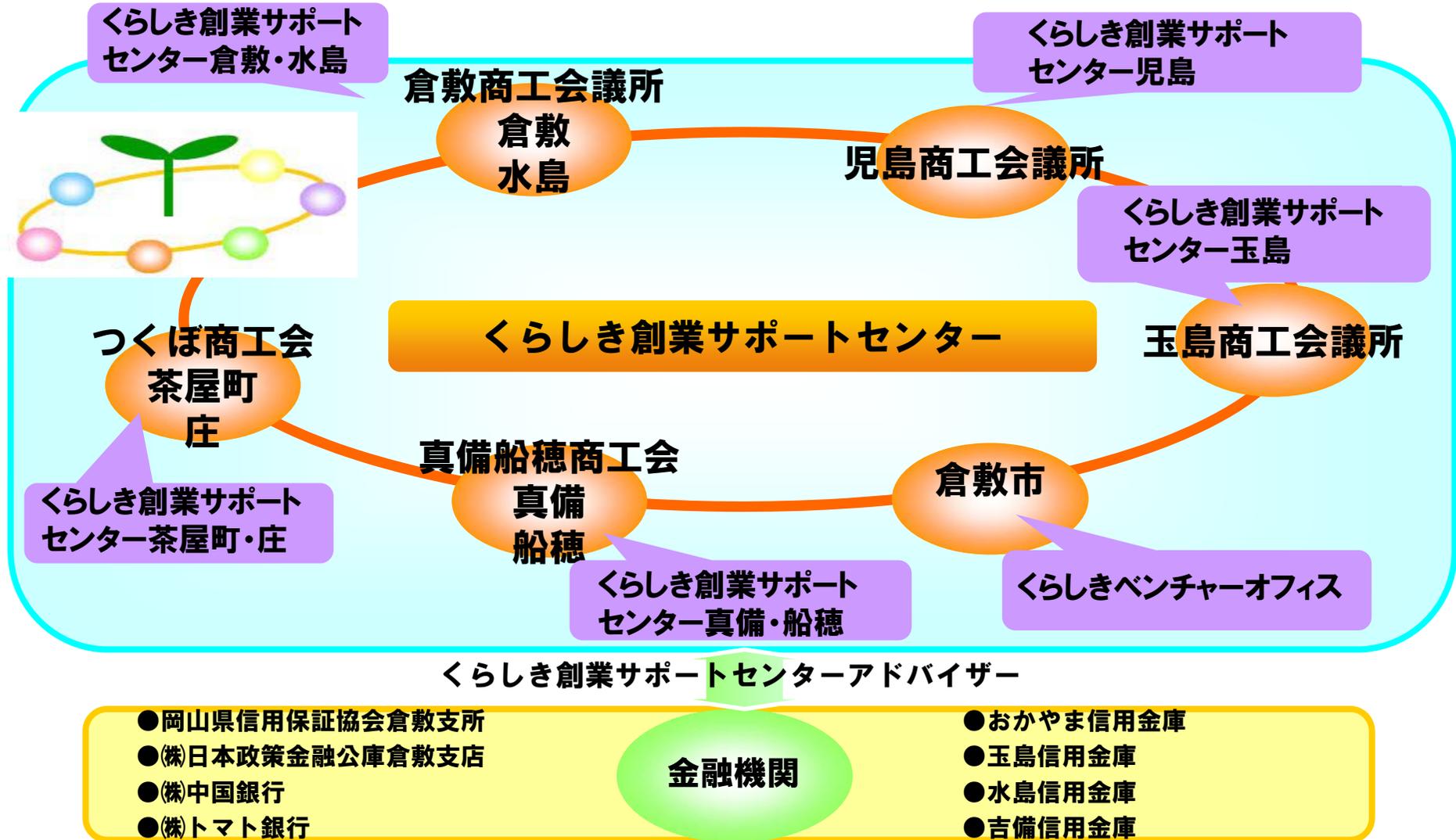


<板橋区立企業活性化センター>



10. モデル事例(岡山県倉敷市)※商工会、商工会議所連携型

- ・平成23年7月1日、倉敷市内の商工会議所・商工会等市内8カ所に、創業を考えている方が気軽に相談できる窓口「くらしき創業サポートセンター」を設置。
- ・創業に関するあらゆるご相談に、専門の相談員が丁寧に対応。
- ・倉敷市が実施するインキュベーション施設も連携。起業塾や創業セミナー、創業相談会、起業家交流会等も開催。
- ・倉敷市内の8つの金融機関をアドバイザーとして、起業塾の講師や創業相談会における相談員等を依頼している。



11. モデル事例(東京都豊島区)※金融機関連携型

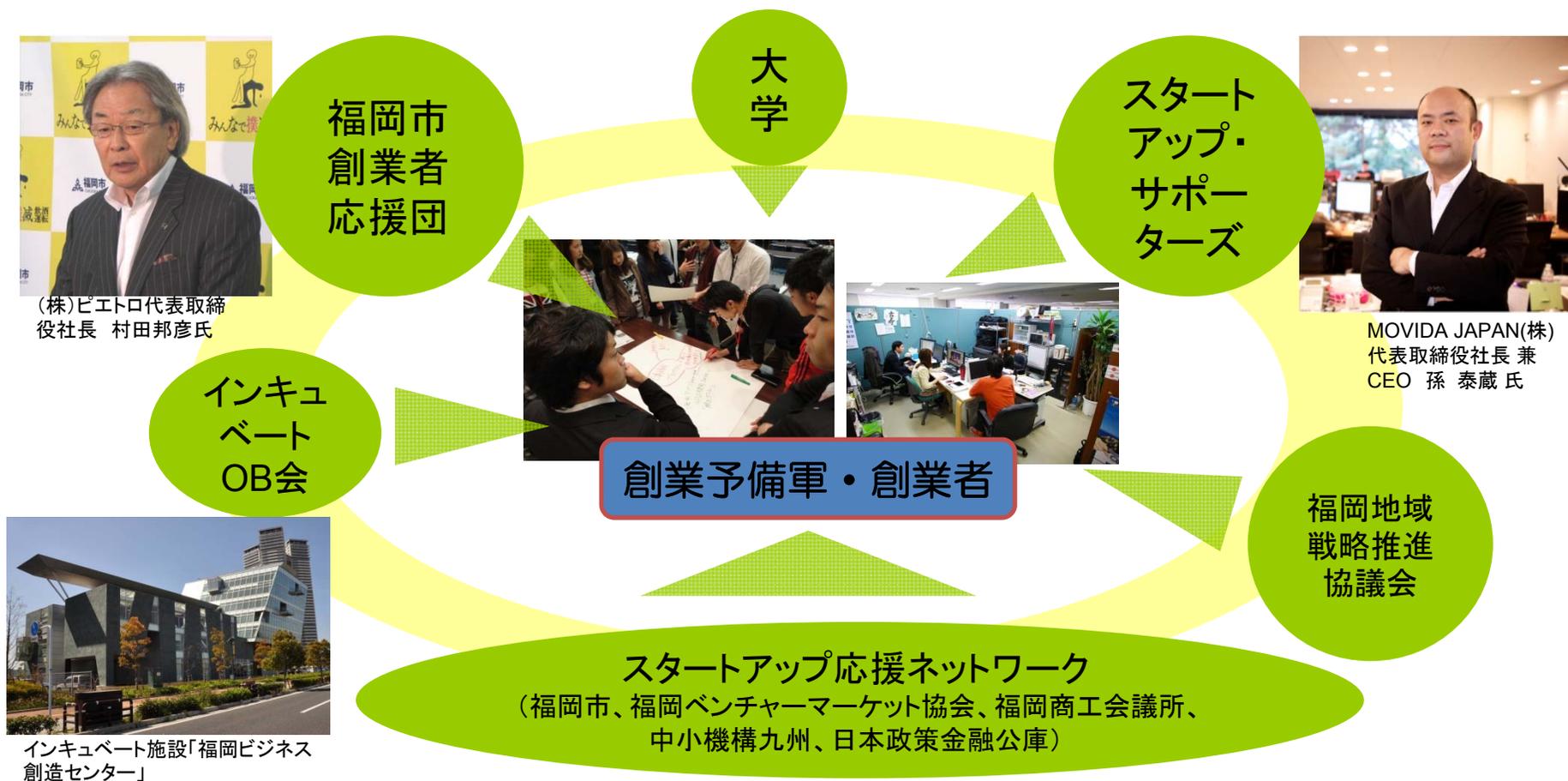
「としまビジネスサポートセンター」は、豊島区と巣鴨信用金庫が連携し、平成22年4月に設立。中小企業支援のノウハウを持つ地域金融機関と連携することで、事業者目線の提案型支援が可能になり、資金サポートから販路拡大サポートまでをワンストップで対応する。

官民協働で中小企業支援センターの企画・運営を行う

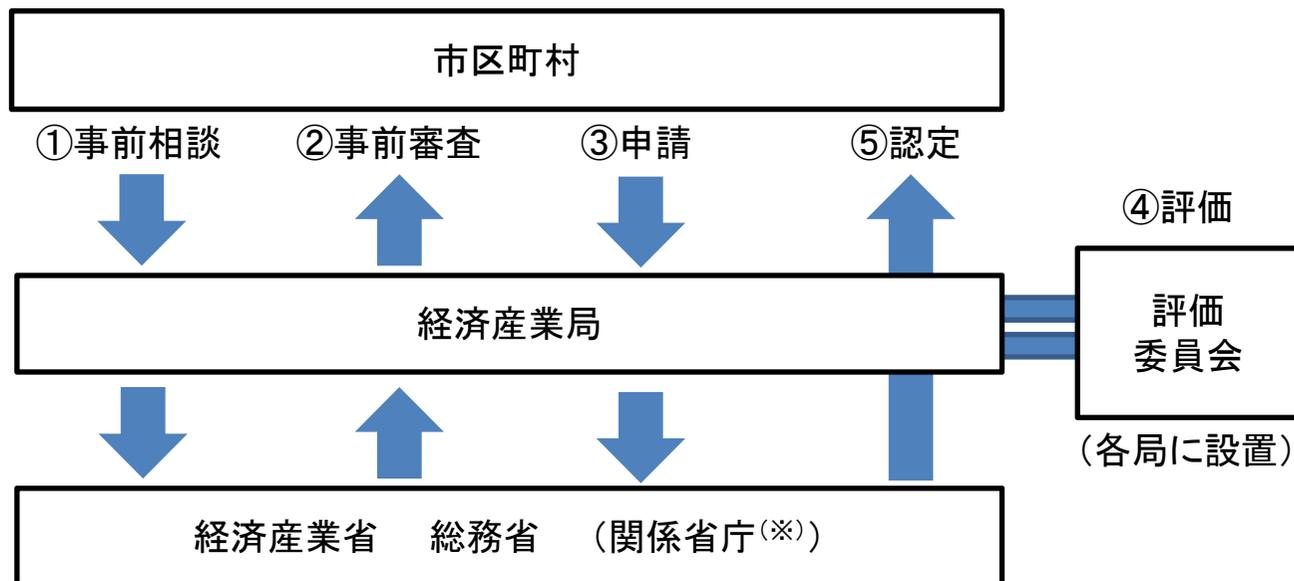


12. モデル事例(福岡県福岡市)※コミュニティ形成型

- ・平成15年、福岡市の先輩創業者が起業家を応援する組織として、「ピエトロ」や「ふくや」の社長が中心となり、「福岡市創業者応援団」を設立。
- ・平成22年、市が運営するインキュベート施設入居者のOB会が発足。
- ・平成24年、孫泰蔵氏らが中心となって、デジタルコンテンツ分野のスタートアップを応援する「スタートアップ・サポーターズ」が発足。
- ・これらの創業者による創業応援団体と、地域の産学官がコミュニティを形成し、様々な形で創業の応援を行う。



13. 創業支援事業計画申請・認定の流れ



- ① 認定を受けようとする市区町村は、最寄りの経済産業局に事前相談を行い、期日^(※)までに素案を提出してください。
- ② 経済産業局(省)、総務省及び関係省庁において、事前審査を実施します。
(指摘事項等について、経済産業局を通じて市区町村に連絡します。)
- ③ 市区町村は、事前審査の終了後、正式な認定申請書を提出してください。
- ④ 評価委員会における外部有識者による評価を踏まえ、経済産業局(省)、総務省(及び関係省庁)が認定審査を実施します。
- ⑤ 認定基準を満たす場合、経済産業局(省)・総務省より認定。

(※) 本制度は、経済産業省及び総務省の共管のため、両省で審査を行います。
また、創業支援事業の内容が厚生労働省、金融庁、農林水産省、国土交通省等の所掌に係る場合は、
担当省庁が認定に参加します。

14. 今後のスケジュール予定

①法律のスケジュール

12月4日	法案成立
1月20日	法律施行

②第1回認定スケジュール

～2月7日	申請書(素案)受付締切り
～3月5日	申請(正式)受付締切り ※各経済産業局、関係省庁の事前審査終了後
3月下旬	第1回認定

③第2回認定スケジュール予定

～4月30日	申請書(素案)受付締切り
～5月30日	申請(正式)受付締切り ※各経済産業局、関係省庁の事前審査終了後
6月下旬	第2回認定

④補助金のスケジュール予定

2月中下旬～3月上旬	公募(第1回認定分)
3月下旬	採択決定(第1回認定分)
5月中下旬～6月上旬	公募(第1回、第2回認定分)
6月末以降	採択決定(第1回、第2回認定分)

15. 創業支援事業計画の認定申請について

- ・市区町村は、法律施行後、実施しようとする創業支援事業の計画を策定し、各地域を管轄する経済産業局に申請してください。なお、申請にあたっては、事前に経済産業局に相談をしていただくようお願いいたします。
- ・申請にあたっては、市区町村が実施する創業支援事業と市区町村以外が実施する創業支援事業をそれぞれ記載してください。なお、市区町村のみで支援を実施する場合は、市区町村のみの申請書でも構いませんが、民間のノウハウの活用が必須になります。また、市区町村以外が実施する創業支援事業のみでの申請は認められません。
- ・また、支援事業毎に紙を記載してください。例えば、相談窓口、セミナー、インキュベーション施設を実施する場合は、それぞれの事業毎に目標、内容、実施方法を記載してください。
- ・申請書は正本1通、写し1通をお持ちください。

様式①:市区町村が実施する創業支援事業

創業支援事業の目標
※「創業支援事業の目標」には、実施しようとする創業支援事業の体制や内容に鑑み、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載してください。
創業支援事業の内容及び実施方法
(1)創業支援事業の内容 ※創業支援事業の内容を具体的に記載してください。特定創業支援事業を実施する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載してください。 ※また、必要に応じ、創業支援事業により、どのような地域資源を活用し、地域の活性化を図るのかについて、記載してください。地域資源を活用した事業を新たに開始する者に対して、地方公共団体が助成金等の交付や出資(又は地域活性化ファンドの組成)を行うことが想定される場合、対象となる事業分野・出資先等、取組内容について記載してください。
(2)創業支援事業の実施方法 ※創業支援事業の実施にあたって用いる民間事業者等の知識・手法又は連携する民間事業者等の創業支援事業、民間事業者等との連携体制(産・学・金・官地域ラウンドテーブルの活用等)について記載してください。 ※特定創業支援事業を実施する場合については、市区町村の証明書発行のために、名簿の管理等をどのように実施するか記載してください。
計画期間
計画の実施の始期及び終期を記載してください。計画期間は原則1年以上とし、5年以内を設定してください。

16. 創業支援事業計画の認定申請について

様式②: 市区町村以外の者が実施する創業支援事業

※複数の創業支援事業を実施する場合は、それぞれ別の紙に記載してください。

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 (2) 住所 (3) 代表者の氏名 (4) 連絡先 ※実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載してください。 「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載してください。 2者以上で同一事業を行う場合は、2者を記載してください。 支援者は他の都道府県、他の市区町村でも構いません。
創業支援事業の目標
※「創業支援事業の目標」には、創業支援事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載してください。
創業支援事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援事業の内容 ※「創業支援事業の内容」には、創業支援事業の内容を具体的に記載してください。 特定創業支援事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載してください。 (2) 創業支援事業の実施方法 ※「創業支援事業の実施方法」には、創業支援事業の実施に当たって市区町村及びその他の創業支援事業を実施する者と連携を行う方法について記載してください。
計画期間
※計画の実施の始期及び終期を記載してください。計画期間は原則1年以上とし、5年以内を設定してください。

17. 特定創業支援事業者の証明について

制度概要

- ・今回の法律では、認定を受ける創業支援事業計画の中に、特に創業後、事業の成功確率が高まると考えられる支援については、特定創業支援事業として位置づけることが可能になっています。
- ・特定創業支援事業による支援を受けた創業者については、創業関連保証の拡充、株式会社を設立する際には、創業時に登記に係る登録免許税が半分に軽減されます(資本金の0.7%→0.35%、最低税額15万円→7.5万円)。
- ・このため、特定創業支援事業による支援を適切に受けたことを証明するため、市区町村に当該事実を証明する証明書の交付を行っていただきます。
- ・創業者は、当該証明書を持って、信用保証協会(金融機関)又は法務局に行った場合、前記の特例措置を受けられることとなります。

<証明書様式>

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号)
第7条第1項の規定による証明に関する申請書

平成 年 月 日

市区町村長 名 殿

住所 電話番号
申請者氏名 印

産業競争力強化法第114条第2項に規定する認定創業支援事業計画に記載された同法第2条第25項に規定する特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 支援を受けた認定特定創業支援事業の内容、期間
 2. 設立しようとする会社の商号(屋号)・本店所在地
・商号(屋号)
・本店所在地
 3. 設立しようとする会社の資本額 万円(株式会社の場合)
 4. 新たに開始しようとする事業の業種、内容
 5. 設立しようとする会社(事業)の設立の予定年月日 平成 年 月 日
- ※2～5は、認定特定創業支援を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。既に事業を開始している場合は、その内容について記載ください。

証明日 平成 年 月 日

市区町村長 名 印

申請者が上記の認定特定創業支援事業による支援を受けたことを証明する。

18. 問い合わせ先

お問い合わせ先	提出先住所	連絡先 電話番号	管轄 都道府県
北海道経済産業局 新規事業室	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-700-2251	北海道
東北経済産業局 産業支援課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1合同庁舎	022-221-4882	青森,岩手,宮城,秋田,山形,福島
関東経済産業局 新規事業課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0275	茨城,栃木,群馬,埼玉,千葉,東京,神奈川, 新潟,長野,山梨,静岡
中部経済産業局 経営支援課・ 新事業支援室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2761	愛知,岐阜,三重,
中部経済産業局 電力・ガス事業 北陸支局 産業課	〒930-0856 富山市牛島新町11-7 富山地方合同庁舎	076-432-5401	富山,石川
近畿経済産業局 創業・経営支援課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6014	福井,滋賀,京都,大阪,兵庫,奈良,和歌山
中国経済産業局 経営支援課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5658	鳥取,島根,岡山,広島,山口
四国経済産業局 新規事業室	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8521	徳島,香川,愛媛,高知
九州経済産業局 新産業戦略課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5438	福岡,佐賀,長崎,熊本,大分,宮崎,鹿児島
内閣府 沖縄総合事務局 地域経済課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1730	沖縄
中小企業庁 新事業促進課	〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1767	—
総務省 地域力創造グループ 地域政策課	〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-5523	地域経済循環創造事業交付金、特別地方交付税に ついて

※申請書の様式等については、中小企業庁の以下HPに掲載しております。 18
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html>